

今号から、カテゴリーや見出しのデザインなどを一部変更しています。

お知らせ

4月はあいさつ運動推進 強調月間「あいさつは顔を見て目を見て心を見て」

ひととのコミュニケーションの第一歩は、毎日交わすあいさつです。市では、青少年の健全育成活動の一環として、ふれあいと思いやりのあるまちづくりを目指し、4月・7月・11月をあいさつ運動推進強調月間としていす。子どもたちと「おはよう」、「こんにちは」など、あいさつを交わす一歩運動にご協力ください。〈青少年係〉

小学生の下校時に見守り 放送を実施

下校時を狙った犯罪から子どもたちを守るため、防災行政無線で呼びかけを行います。〈青少年係〉

放射性物質などの測定結果 詳しくは、各担当にお問い合わせください。

「上水道の放射性物質」 2月3日採水分は、ヨウ素131・セシウム134・セシウム137のいずれも検出限界値を下回り、不検出でした。詳しくは、各担当にお問い合わせください。〈学務係〉

市民図書館、分館・分室などを臨時休館

蔵書点検のため、次のとおり休館します。
 ◇期間
 ＊市民図書館(郷土資料室、市民ギャラリーを含む) 11月5月11日(火)～14日(金)
 ☆詳しくは、市民図書館 ☎5431523へ。

特定生産緑地指定の申請を受け付け

期間 4月1日～9月30日 対象平成4～6年に指定された生産緑地 申請 申請書(市役所都市計画係)に必要書類を添えて、市役所都市計画係へ
 5月31日以前に建築された2階

特定生産緑地指定の申請を受け付け

期間 4月1日～8月31日 申請事前に相談のうえ、申請書(市役所都市計画係)に必要書類を添えて、市役所都市計画係へ
 5月31日以前に建築された2階

木造住宅の耐震診断・改修費用を補助

昭和56年5月31日以前に建築された2階

〈水道部浄水係 ☎546111〉
【空間放射線量】 ブロックごとに毎月場所を替えて測定します。2月の結果は左の表のとおりです。〈環境保全係〉

測定地点	測定日	100cm	5cm
光華小(定点測定)	2/24	0.053	0.052
1 のぞみ保育園	2/24	0.057	0.056
2 つつじが丘保育園	2/24	0.052	0.051
3 武蔵野二丁目児童遊園	2/24	0.042	0.044
4 田中町一丁目児童遊園	2/24	0.059	0.064
5 中神小	2/24	0.051	0.060
6 八清公園	2/24	0.046	0.045

※距離は地上からの高さ、単位はマイクログローシーベルト/時間です。

万一のときの葬祭には

亡くなった方または喪主が市民の場合、次のとおり利用できます。
 詳しくは、市の施設で配布するパンフレット、または、ホームページをご覧ください。
 ◎葬祭業者と協定を結んでいきます。
 一般料金より安く葬儀が行えるよう、左の表の業者と協定を結んでいます。業者に直接「市民葬祭事業」と伝えて申し込んでください。
 ◎松原町コミュニティセンターを利用できます。
 遺族を含めて最大40人(感染症対策時20人)までの葬儀を行うことができます。
 ◎料金 1回1万2000円 ※2日にわたり利用する場合は、2万4000円です。
 ☆詳しくは、暮らしの安全係へ。

▼協定業者

業者名	電話番号
そうしんホール昭島	0120-0-45464
くじら葬祭	0120-79-9778
J A東京葬祭センター	0120-594-024
セレモア	0120-470-470
ドリーミー	0120-29-7511
あさひセレモニー	0120-844-644
フォーギブネス	0120-779-279
セレモニーホール昭島	0120-4995-89
クオーレ	0120-88-9922

雨水浸透施設の設置費用を助成

雨水浸透施設は、左の図のように、宅地内や屋根からの雨水を地下に浸透させ、浸水被害を軽減するものです。市内で建物を所有または使用する方が設置する場合には、費用を助成します。工事の前に、工事店または下水道課へ相談してください。助成額標準工事

令和3年度の主な下水道事業

単価×設置個数(限度額40万円) 下水道課管理係
 ◎汚水管 耐震化工事、下水道施設の長寿命化のための改築更新に向けた点検・調査を実施します。
 ◎雨水管 浸水被害を解消・軽減するため、西部第1排水区の整備の設計、排水ゲートの電動化・遠隔監視装置設置工事を実施します。〈下水道課管理係〉

東京都学校歯科保健優良校表彰

令和2年度の優良校として表彰されました。
 ＊光華小
 ＊武蔵野小
 ＊拝島第三小
 (学務係)

人間ドック・脳ドックの受診費用の一部を補助

対象 40歳以上の国民健康保険加入者、または、後期高齢者医療制度加入者 ※保険料・保険料を滞納している方を除く 補助額 2万円以内(年度に1回) 申請 受診後、受診結果の写し(人間ドックの場合のみ)と領収書を持って、国民健康保険加入者は保険係、後期高齢者医療制度加入者は後期高齢者医療係へ

65歳以上の方の介護保険料を一部改定

◎介護保険料を一部改定 65歳以上の方(第1号被保険者)の介護保険料について、高齢者保健福祉計画と第8期介護保険事業計画の策定に伴い、令和3～5年度における基準額(左の表の第5段階の額)を算定しました。所得段階別の介護保険料は、左の表のとおりです。
 ◎仮徴収決定通知書を送付 年金から保険料を差し引かれている方には、6月と8月の保険料を記載した通知書を5月中旬に送付します。これは、3年度の介護保険料の計算に用いる3年度の住民税の結果が未確定のため、2年度のもので計算した保険料を仮徴収するものです。3年度の住民税の確定後、介護保険料を再計算し、7月上旬にその内容を記載した通知書を送付します。
 ☆詳しくは、介護福祉課保険料担当へ。

所得段階	所得判定基準	上段：月額 下段：年額
第1段階 (基準額×0.30)	生活保護受給者 中国残留邦人等の支援給付受給者 老齢福祉年金受給者 本人の前年の合計所得金額(※1)+課税年金収入額(※2)一年金所得=80万円以下	1884円 2万2608円
第2段階 (基準額×0.40)	本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額一年金所得=120万円以下	2512円 3万144円
第3段階 (基準額×0.65)	本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額一年金所得=120万円超	4082円 4万8984円
第4段階 (基準額×0.85)	本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額一年金所得=80万円以下	5338円 6万4056円
第5段階 (基準額)	本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額一年金所得=80万円超	6280円 7万5360円
第6段階 (基準額×1.15)	本人の前年の合計所得金額が120万円未満	7222円 8万6664円
第7段階 (基準額×1.20)	本人の前年の合計所得金額が120万円以上125万円未満	7536円 9万432円
第8段階 (基準額×1.28)	本人の前年の合計所得金額が125万円以上210万円未満	8038円 9万6461円
第9段階 (基準額×1.50)	本人の前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満	9420円 11万3040円
第10段階 (基準額×1.70)	本人の前年の合計所得金額が320万円以上400万円未満	1万676円 12万8112円
第11段階 (基準額×1.90)	本人の前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満	1万1932円 14万3184円
第12段階 (基準額×2.20)	本人の前年の合計所得金額が600万円以上800万円未満	1万3816円 16万5792円
第13段階 (基準額×2.50)	本人の前年の合計所得金額が800万円以上1000万円未満	1万5700円 18万8400円
第14段階 (基準額×2.75)	本人の前年の合計所得金額が1000万円以上1500万円未満	1万7270円 20万7240円
第15段階 (基準額×2.85)	本人の前年の合計所得金額が1500万円以上	1万7898円 21万4776円

※1 合計所得金額=収入金額から必要経費に相当する金額(収入の種類により計算方法が異なる)を控除した金額で、扶養・医療費控除などの所得控除をする前の金額。年金所得または給与所得が含まれている場合は10万円を控除
 ※2 課税年金収入額=老齢・退職年金などの課税対象となる年金で、課税対象とならない遺族・障害年金を除く